当金庫でＮＩＳＡ口座をお持ちの個人・個人事業者さま（ＮＩＳＡ新規申し込みの方も含む）限定

NISAセット定期預金

1年もの

募集額 100億円

年0.50％

（税引後 年0.398％）

※適用利率は金利情勢により変動する場合がございます。
税引後利率につきましては、小数点第４位以下を省略して表示しています。

募集期間 令和６年10月１日（火）～12月30日（月）

～募集額に達した時点で本定期預金のお取り扱いは終了させていただきます～

ご契約いただける方	個人および個人事業者の方　ただし、対象は新たにお預け入れいただいた資金とさせていただきます。（原則１８歳以上の方を対象とさせていただきます。）／未成年者の方が申し込まれた場合は、親権者の 同意が必要となります。
お預け入れ金額	１口１０万円以上　５００万円以下。（お一人さま５００万円以下）
お預け入れ期間	１年（自動継続扱いのみとなります。）
継続のお取り扱い	継続日における「スーパー定期」（継続時の金額が３００万円以上の場合は「スーパー定期３００」）の店頭表示金利を適用します。
お利息にかかる税金	お利息には２０.３１５％の税金（国税１５.３１５％＋地方税５％）がかかります。 ／マル優をご利用の場合、お利息に税金はかかりません。
中途解約について	満期日前に解約はできません。やむを得ず解約される場合は、当金庫所定の中途解約利率を適用します。
そ　の　他	預金保険制度の保護対象預金です。／商品説明書は窓口にご用意しております。／金利情勢により募集期間中であっても、適用金利の変更またはお取り扱いを中止させていただく場合がございます。／定期預金のご名義はＮＩＳＡのご名義と同一とし、また、お取り扱い店舗も同一とさせていただきます。

投資信託

投資信託のご注意事項

●投資信託はご購入時等に各種手数料が必要となります（購入時手数料（申込代金の最大3.30%)＋運用管理費用（信託報酬として純資産総額に対し最大年2.42％)＋信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.3%)）。詳細は各商品の交付目論見書等でご確認ください。●投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身の負担となります。●投資信託は預金保険の対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。●当金庫は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。●投資信託をご購入の際は、店頭窓口にご用意している交付目論見書等を必ずご覧いただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●この資料は、大阪シティ信用金庫が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。●投資信託のお取引はクーリングオフの対象になりません。

NISAについて、くわしくは裏面をごらんください

くわしくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

当金庫ホームページ

信頼で地域とつながる
大阪シティ信用金庫

商号等／大阪シティ信用金庫
登録金融機関　近畿財務局長（登金）第47号
加入協会／日本証券業協会

R6.10.1現在

＜新たに NISA にお申し込みの方へ…ＮＩＳＡセット定期預金にお申し込みの条件＞

● ＮＩＳＡセット定期の募集期間中に「開設」され税務署から非課税口座の開設ができる旨の提供を得られた方が対象となります。
金融機関の変更の場合も対象となります。
＊口座開設は、お申込みいただいてから通常、数週間はかかりますので、ご留意ください。
＊今年（ＮＩＳＡセット定期の募集期間中）のＮＩＳＡ口座開設を希望される場合は令和６年１１月末までにお申込ください。

＜NISA 申込みについて＞

NISA の利用申込み方法	NISA を利用するにはあらかじめ信用金庫に「非課税口座開設届出書（当金庫にご用意しています。）」を提出し、信用金庫が税務署から非課税口座の開設ができる旨の提供を受けることが必要です。なお、口座開設数は１人１口座に限られます。 （金融機関を変更した場合を除く。）
口座を開設できる人	NISA 口座を開設する年の１月１日時点で 18 歳以上の日本居住者等の方です。
用意する書類	手続きには、個人番号（マイナンバー）の告知が必要となります。（但し、既に当庫に個人番号（マイナンバー）の告知をいただいている方は不要です。）また、本人確認資料をご用意ください。 （詳細については窓口にお問い合わせください。）

NISA

NISA 制度に関する留意事項

●NISA 制度の改正に伴い、従来の「一般 NISA」および「つみたて NISA」（以下、「従来の NISA」といいます）での投資は 2024 年以降できなくなりました。●従来の NISA での投資分は、2024 年以降の NISA の非課税保有限度額（総枠）とは別枠で、当初の非課税保有期間終了まで非課税のまま保有することができます。ただし、当該非課税保有期間中、もしくは期間終了時に 2024 年以降の NISA に移管することはできません。●NISA 口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金融機関）の開設となります。また同一年に複数の金融機関の NISA 口座で、金融商品の購入はできません。●NISA 口座は、１年単位で金融機関を変更することができます。ただし変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA 口座以外の口座で保有されている投資信託等を NISA 口座に移管することはできません。また、NISA 口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関の NISA 口座に移管することはできません。●NISA 口座で設定されている年間非課税投資枠は、保有している投資信託等を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●累計の非課税保有額については、保有している投資信託等を売却した場合、翌年以降その非課税枠を再利用することができます。その場合、簿価（取得価額）残高方式で管理されます。●収益分配金を NISA 口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。●NISA 口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けることができません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）についてはそもそも非課税のため、NISA 口座の非課税メリットを享受することができません。●NISA 口座で購入できるのは、当金庫が取扱う投資信託の中でも一定の要件を満たすものに限られます。また、つみたて投資枠では定期的、継続的な方法での買付に限られますので、ご利用にあたっては定時定額買付サービスのお申込みが必要です。●つみたて投資枠では、購入した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年１回通知いたします。●基準超過日（NISA 口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以降５年を経過した日）ごとにお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。基準経過日から１年以内に確認できない場合、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への対象商品の受け入れができなくなります。

※くわしくは、窓口または担当者までお問い合わせください。

信頼で地域とつながる
大阪シティ信用金庫

商 号 等／大阪シティ信用金庫
登録金融機関　近畿財務局長（登金）第47号
加入協会／日本証券業協会

R6.10.1現在